令和5年 №32

○東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

手続の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年4月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年4月13日

国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

令和5年規程第25号

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生諸手続等規程(昭和25年10月16日制定)の一部について、別紙新旧対照表の 右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由:手続の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(改姓及び <u>通称名等の使用</u>) 第7条 学生が改姓を行った場合は、改姓届を学務課に届出なければならない。 2 <u>通称名及び旧姓の使用</u> を希望する場合は、学務課に届出なければならない。	(改姓及び <u>旧姓使用</u>) 第7条 学生が改姓を行った場合は、改姓届を学務課に届出なければならない。 2 <u>旧姓使用</u> を希望する場合は、 <u>旧姓使用申出書を</u> 学務課に届出なければならない。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,令和5年4月13日から施行し,令和5年4月1日から適用する。	